

判例第 16/2017/AL 号

2017 年 12 月 14 日に最高人民裁判所裁判官評議会により可決され、かつ 2017 年 12 月 28 日付けの最高人民裁判所長官の決定第 299/QĐ-CA により公布された。

判例の源

ビン・フック県における「財産相続紛争」に関する最高人民裁判所民事裁判所の 2013 年 12 月 16 日付けの監督審決定第 573/2013/DS-GĐT 号である。原告はフン・ティ・H1 氏、フン・ティ・N1 氏、フン・ティ・H2 氏、フン・ティ・P 氏で、被告はフン・バン・T 氏で、権利義務の関連を有するものはフン・ティ・N2 氏、フン・ティ・H3 である。

判例の内容の位置

「裁判所の認定」の第 2 段落

判例の内容の概要

相続遺産が各相続人の一人が譲渡された不動産である。他の同相続人がその譲渡の件について知ったが異議を述べなかった。譲渡の受領により金員が同相続人の日常生活の需要を満たすために使用された。譲渡を受領した者が土地所有権の証明書を受領された。

判例の情況

法的解決

この場合には、裁判所が、土地所有権契約が合法であること及び譲渡された土地面積は相続の対象にならず、譲渡を受領する者の所有権に属する。

判例に関する法令の規定

2005 年民法 170 条 2 項、234 条、634 条、697 条（2015 年民法 221 条 2 項、223 条、612 条、500 条に相当する）。

判例のキーワード

「合意に基づく所有者の取得」、「遺産」、「不動産である相続遺産」、「同相続人」、「土地所有権の譲渡」

事件の内容

2011 年 04 月 02 日付けの提訴申立書及び次の陳述において、原告フン・ティ・H1 氏、フン・ティ・N1 氏、フン・ティ・P 氏、フン・ティ・H2 は次のように述べた。

フン・バン・N 氏及びフン・ティ・G 氏は原告の親であり、6 人の子供たちを出産した。彼らは、フン・ティ・N1 氏、フン・ティ・N2 氏、フン・バン・T 氏、フン・

ティ・P氏、フン・ティ・H1氏である。フン・バン・N氏及びフン・ティ・G氏の共有財産はビン・フック県、N市、M区、L地区における1階建ての家かつ398㎡の土地面積の上の補助的な建設であり、当該土地が戦争から継承された。1984年7月7日にフン・バン・N氏が死亡した（死亡した前に遺言がなかった）。フン・ティ・G氏及びフン・バン・T氏が当該住宅を管理、使用する。1991年に、フン・ティ・G氏がフン・バン・K氏に当該土地の一部である131㎡を譲渡し、残りの267㎡土地が1999年にフン・ティ・G氏が土地権利証明書を受領された。フン・ティ・G氏が娘であるフン・ティ・H1氏に住宅とするために、土地の一部の贈与することを希望した。なぜなら、フン・ティ・H1氏は遠くに結婚し、旦那さんが死亡した状況で、G氏は娘と同居を希望したからである。しかし、フン・バン・T氏は土地権利証明書を保管したため、フン・ティ・G氏がフン・ティ・H1氏に土地を贈与することができなくなった。そのため、H1氏が裁判所にフン・バン・T氏がフン・ティ・G氏に土地権利証明書を返還することを請求するように提訴した。裁判所はフン・バン・T氏に対し、フン・ティ・G氏に土地権利証明書を返還することを命じたが、フン・バン・T氏はそれを返還しなかった。したがって、2010年3月、フン・ティ・G氏は遺言を作成し、遺言の内容は次のように書いてある。フン・ティ・H1氏に90㎡の土地及び土地の上の耕作を相続させず。この土地は、東方にフン・ティ・G氏の土地に控え、西方にN氏の住宅に控え、南方にT道路に控え、北方にC氏の住宅に控える。遺言を作成した時には、フン・ティ・G氏は意識がはっきりしていて、健康であったこと、証人のあること及びその遺言がM区の人民委員会が確認された。全部398㎡の土地はフン・ティ・G氏に属する。なぜなら、フン・バン・N氏が死亡した後、フン・ティ・G氏は全権的に使用することができる。

2010年12月19日に、フン・ティ・G氏は死亡して、全部の当該財産がフン・バン・ティ氏と彼の奥さんはまだ管理、使用していた。当時、原告らは裁判所に対し、フン・ティ・G氏の遺言にしたがって相続遺産分割の解決を請求し、つまりフン・ティ・H1氏に90㎡の土地を相続させ、残りの177㎡は法令に基づいて分割するように提議した。フン・ティ・N1氏、フン・ティ・P氏、フン・ティ・H2氏の相続分は使用の目標として、フン・ティ・H1氏に譲る。かつまた、土地の上の植物である財産及びフン・ティ・G氏の農地面積については、原告らは裁判所に対して解決することを提議しなかった。

フン・バン・T氏である被告人、フン・ティ・H3（夫）同時に権利義務の関係を有する者は次のように述べた。彼女は原告らが述べた家族の親と兄弟の関係、N市、M区、L地区において398㎡土地が親から相続させたこと及び親が死んだ日時については正しいと確認した。しかし、土地の全部の工事は彼女たちが1997年に開設した。1991年に、フン・ティ・G氏はフン・バン・T氏との合意がなかったが、勝手にフン・

バン・K氏に131㎡を販売した。G氏が土地の販売により得られた金員はどのために消費したのかについては、フン・バン・T氏は知らなかった。1999年に、フン・ティ・G氏は残りの267.4㎡面積の土地使用権証明書を受領して、フン・バン・K氏もフン・ティ・G氏から買った土地の土地使用権証明書を受領した。フン・ティ・G氏がまだ生きていた時には遺言を作成したのかについては彼女たちは知らなかった。現在、家族の兄弟たちが遺言及び法令による遺産分割の請求を提訴し、フン・バン・T氏は相続分割の件について同意しなかった。なぜかという、彼の親は彼しか一人の息子であり、彼は生活及び祭祀用いられる遺産のため、その遺産の使用を希望したからである。それに、フン・ティ・G氏は耕地の面積がまだあるが、フン・バン・T氏は相続分割の要請をしなかった。

権利義務の関連を有する者

フン・ティ・N2氏は次のように述べた。彼女は親の関係、家族の兄弟、親から残した398㎡面積の土地である遺産（N市、M区、L地区）及び親が死亡した時点については原告らが述べたとおりに正しいと確認した。1991年、彼女のお母さんはフン・バン・K氏に131㎡の土地を譲渡し、譲渡した時点には彼女たちが存じたが、収受した代金については知らなかった。ただ、彼女のお母さんは借金支払うと子育てのために、代金を使用したことについては彼女が承知した。残りの267.4㎡の面積については、今フン・バン・T氏はその土地を管理、使用していて、彼女のお母さんはその土地の土地使用権証明書を受領した。彼女のお母さんがまだ生きていた時には、遺言を作成したのかについての認識がない。現在、フン・ティ・N1氏、フン・ティ・H1氏、フン・ティ・H2氏、フン・ティ・P氏は当該土地に相続分割の要請をしていたが、彼女は同意しなかった。なぜかという、彼女の親はフン・バン・T氏は一人の息子しかいなく、フン・バン・T氏はその土地を生活、祭祀をするために使用させたかったからである。裁判所は彼女のお母さんの遺産が法令による相続分割を解決する場合、彼女は自分の相続分を受け取らず、フン・バン・T氏にあげる。

上記の判例内容；

2011年10月4日付けの第一審人民判決第11/2011/DSST号においてビン・イエン最高人民裁判所は以下のように決定した。

-フン・ティ・H1氏の提訴請求の一部を許可し、フン・バン・T氏はフン・ティ・H1氏に対して340.0万ドンである総計の金額（68㎡土地に相当する価値）払わなければならないことを命じた。ビン・フック県、N市、M区、L地区、土地81号地図32号（có tú cận）において68㎡土地をフン・バン・T氏に使用してもらうように渡した。

フン・ティ・N1 氏、フン・ティ・H2 氏、フン・ティ・P 氏が法令の規定に基づきフン・ティ・G 氏の財産相続の提訴の要請に対して、許可しなかった。

他方、第一審裁判所は訴訟費用、当事者の控訴権について決定した。

第一審の裁判が終わった後、2011 年 1 月 18 日に、原告らフン・ティ・N1 氏、フン・ティ・H2 氏、フン・ティ・P 氏、フン・ティ・H1 氏は控訴し、第一審の判決の決定に同意しなく、裁判所に対して遺言及び法令により相続分割の提案をした。

2012 年 2 月 23 日付けのビン・フック県人民裁判所の控訴審民事判決第 06/2012/DSPT 号には、2011 年 10 月 4 日付けのビン・イエン市人民裁判所の第一審人民判決第 11/2011/DSST 号を修正することを決定した。

-フン・ティ・N1 氏、フン・ティ・H2 氏、フン・ティ・H1 氏、フン・ティ・P 氏の相続分割りの要請を許可した。

-フン・バン・T 氏及びフン・ティ・H3 氏であるフン・バン・T 氏の法定代理に N 市、M 区、L 地区、土地 81 号地図 32 号における 267.4 m²の土地、1.337 万ドンに相当する価値を渡した。

-フン・バン・T 氏及びフン・ティ・H3 氏であるフン・バン・T 氏の法定代理はフン・ティ・H1 に 982.2 万ドンである相続分の相当する価値を支払わなければならない。

フン・ティ・H1 氏は判決執行要求申立書を有した日から、フン・バン・T 氏及びフン・ティ・H3 氏であるフン・バン・T 氏の法定代理は上記の金額を支払わない場合、フン・バン・T 氏、フン・ティ・H3 氏は毎月判決をまだ執行しない期間に相当するベトナム国家銀行が規定した基本利率に従った利息を支払わなければならない。

一方、控訴裁判所は訴訟費用について決定した。

控訴審が終了した後、フン・ティ・H3 氏、フン・バン・T 氏はビン・フック県の上記の控訴審民事判決を再検討する請求申立書を有した。

「2012 年 2 月 23 日付けのビン・フック県の控訴民事判決第 06/2012/DSPT 号」に対する 2013 年 11 月 12 日付けの最高人民検察院検察庁の決定第 131/QĐ-KNGĐT-V5 号には、次のように判断した。

控訴裁判所はフン・ティ・G 氏はフン・バン・K 氏に売却した土地を分割りための財産に入れなかったのが法的根拠があったことである。第一審裁判所は総計の 398 m²土地（フン・バン・K 氏に売却した土地の分を含む）が分割りための遺産という確定が妥当ではなかった。

しかし、フン・ティ・G氏が署名した267㎡の土地は夫婦フン・バン・N氏とフン・ティ・G氏のまだ分割りされない共有財産であることを確定しなければならぬ。夫婦フン・ティ・G氏の総計の共有土地面積が267㎡であり、G氏はその面積の半分のみ(135.5㎡)に対して処分権限を有した。135.5㎡土地の90㎡がフン・ティ・H1氏にあげたので、残りの43.5㎡の土地は5人の相続人に分割をした。

フン・バン・N氏夫婦の共有土地の総計面積は267㎡であり、267㎡の半分はN氏が残した遺産である。N氏の遺産については、い散文割時効が完成して、現在、フン・バン・T氏はその遺産を管理していたので、管理を続けるのができる。控訴裁判所は全部の土地の面積(267㎡)はフン・ティ・G氏の遺産という確定また、遺言によりフン・ティ・H1氏に土地の90㎡をあげること及び177.4㎡土地の残り分は法令により5人の相続人に対して遺産分割をすること等の決定は妥当ではない。

監督審の公判において、最高人民検察院の代表者は検察院長官の異議申立ての内容を維持し、審理合議体に検察院長官の異議申立てを認めするよう提議。

裁判所は以下のように判断した。

[1] 事件記録の資料に基づき、ビン・フック、N市、M区、L地区においての398平方メートル土地の面積はフン・バン・N氏とフン・ティ・G氏夫婦の共有財産から由来した。フン・バン・N氏とフン・ティ・G氏の6人の子供たちは、フン・ティ・H1氏、フン・ティ・N1氏、フン・ティ・H2氏、フン・バン・T氏、フン・ティ・P氏、フン・ティ・N2氏である。1984年7月7日に、フン・バン・T氏は遺言を残しなかったし、フン・ティ・G氏とフン・バン・T氏はその土地住宅を管理、使用した。

[2] 1991年に、フン・ティ・G氏はフン・バン・K氏に当該土地の総計面積(398㎡)の131㎡を譲渡した；当該土地の残りの面積は267.4㎡である。1999年に、フン・ティ・G氏は土地の267.4㎡面積に対する土地使用権証明書を受領し、フン・ティ・G氏とフン・バン・T氏夫婦はその土地・住宅を管理、使用していた。フン・ティ・G氏はフン・バン・K氏に土地を譲渡したことは、フン・ティ・G氏の子供たちは誰でも承知したが、異議を述べなかった。フン・ティ・G氏の子供たちはフン・ティ・G氏がG氏と彼女の子供たちの生活を世話するために、土地を売却したという陳述をした。当日、フン・バン・K氏は国家機関から土地使用権証明書を受領した。そのため、フン・ティ・G氏の子供たちはフン・ティ・G氏はフン・バン・K氏に上記の131㎡を譲渡することを賛同した根拠がある。控訴裁判所はフン・ティ・G氏がフン・バン・K氏に売却した土地が分割するための財産に入れなかったことは根拠がある。第一審裁判所は分割遺産が398㎡である土地の総計面積(フン・バン・K氏に売却した土地の分を含む)であることを確定したのは妥当ではない。

[3] 2010年12月19日に、フン・ティ・G氏は死亡した。死亡する前に、G氏は2009年3月5日に作成した遺言を残した。遺言の内容は、フン・ティ・H1に（G氏の娘）当該土地の総計面積(267 m²) における土地の90 m²を遺産した。2009年3月7日に、その遺言はM地区人民委員会の確認があった。その遺言を作成、確認された日は同じではなく、地区人民委員会の意見及び遺言において証人の陳述によれば、フン・ティ・G氏は遺言作成時において意識がはっきりしていて、遺言の内容はフン・ティ・G氏の意味に表明されたため、第一審及び控訴審裁判所は遺言を認めたのが論理的・条理的であること。

[4] しかし、土地の267 m²の所有者の名はフン・ティ・G氏であるが、婚姻時期における形成された財産のため、その土地はフン・バン・N氏とフン・ティ・G氏夫婦の共有財産であり、まだ分割していない財産として特定した。フン・ティ・G氏はG氏夫婦の共有土地の半分(総計面積：267 m²) のみに対し、処分権限を有した。このように、G氏が残した遺産は上記の財産の半分(133.5 m²) である。その遺産は、遺言に基づきフン・ティ・H1氏（フン・ティ・G氏の娘）に90 m²の土地を分割し、残りの43.5 m²は5分の相続遺産に分割された（そのうちには、N2氏は自分の相続分をフン・バン・T氏にあげる；フン・ティ・H2氏、フン・ティ・N1氏及びフン・ティ・P氏は彼女たちの相続分をフン・ティ・H1氏にあげる）。フン・バン・N氏が残したN氏夫婦の共有土地（総計面積の267 m²）の半分の遺産について、相続分割の時効が完成した。また、相続人の一人であるフン・バン・T氏は相続分割に対して同意しなかった。2004年8月10日付けの最高人民裁判所裁判官評議会の議決第02/2004/NQ-HĐTP号I編、2節、2.4款の規定に基づき、共有財産を分割するための条件を満たさなかったため、その土地の面積の分はだれが管理、使用をしているのかはその人が管理、使用することを続けるのができる。

[5] 控訴審裁判所は土地の全部の面積(267 m²) がフン・ティ・G氏の遺産であることを認め、遺言に基づきフン・ティ・H1氏に90平方メートルの土地をあげ、土地の残り分である177.4 m²は法令の規定に基づき5つの相続分の分割するのが妥当ではない。

[6] 他方、フン・ヴァン・T氏は控訴をしなかったが、裁判所はフン・ヴァン・T氏に20万ドン争訟費用を支払わなければならないと命じた。フン・ティ・N1氏、フン・ティ・H2氏、フン・ティ・P氏は自主的に自らの相続分をフン・ティ・H1氏にあげ、裁判所箱の願いを認めた。フン・ティ・H1氏は貧しい世帯であるため、訴訟費用を免除される。しかし、控訴裁判所はフン・ティ・N1氏、フン・ティ・H2氏、フン・ティ・P氏に第一審の訴訟費用の前金を支払うことを命じなかったのが妥当ではない。従って、最高人民検察院長官の異議申し立ては根拠がある。

以上、民事訴訟法291条2項、297条3項及び299条に基づき；

決定

原告らであるフン・ティ・H1 氏、フン・ティ・N1 氏、フン・ティ・H2 氏、フン・ティ・P 氏と被告人であるフン・バン・T 氏及び他の権利義務の関連を有する者であるフン・ティ・N2 氏、フン・ティ・H2 氏との間の「財産相続争訟」 事件に関する 2012 年 2 月 23 日付けのビン・フック県において人民裁判所の控訴民事判決第 06/2012/DSPT 号の全部、及び 2011 年 10 月 4 日付けのビン・フック県ビン・イエン市において人民裁判所の第一審民事判決第 11/2011/DS-ST 号の全部を破棄した。

法令の規定に基づき再びに第一審を審理するため、ビン・フック県ビン・イエン市においての人民裁判所に当該事件の記録を差戻した。

判例の内容

「[2] 1991 年に、フン・ティ・G 氏はフン・バン・K 氏に当該土地の総計面積 (398 m²) の 131 m²を譲渡した；その土地の残りの面積は 267.4 m²である。1999 年に、フン・ティ・G 氏は土地の 267.4 m²の面積に対する土地使用権証明書を受領し、フン・ティ・G 氏とフン・バン・T 氏夫婦はその土地・住宅を管理、使用していた。フン・ティ・G 氏はフン・バン・K 氏に土地を譲渡したことについては、フン・ティ・G 氏の子供たちは誰でも承知したが、異議を述べなかった。フン・ティ・G 氏の子供たちはフン・ティ・G 氏が G 氏と彼女の子供たちの生活を支援するために、土地を売却したという陳述をした。当日、フン・バン・K 氏は国家機関から土地使用権証明書を受領した。そのため、フン・ティ・G 氏の子供たちはフン・ティ・G 氏はフン・バン・K 氏に上記の 131 m²を譲渡することを賛同した根拠がある。控訴裁判所はフン・ティ・G 氏がフン・バン・K 氏に売却した土地が分割するための財産に入れなかったことは根拠がある。第一審裁判所は分割遺産が 398 m²である土地の総計面積 (フン・バン・K 氏に売却した土地の分を含む) であることを確定したのは妥当ではない。」